

令和7年度 第3回 鳴門市医療的ケア運営協議会 会議録

【日 時】 令和7年10月9日(木) 午後3時～

【場 所】 鳴門市役所 305会議室

【出席者】 会員8名、関係課・事務局職員5名

【欠席者】 1名

【傍聴者】 1名

概 要

1 開会

2 議事

(1) 第2回鳴門市医療的ケア運営協議会について

第2回鳴門市医療的ケア運営協議会（令和7年8月28日開催）の会議録について、事務局より説明を行った。

(2) 鳴門市保育所等における医療的ケア児受け入れに関するガイドライン（案）について

鳴門市保育所等における医療的ケア児受け入れに関するガイドライン（案）について、前回会議で各会員からいただいた意見、提案を踏まえての修正箇所及び各種様式について事務局より説明を行った。

（会員）

保護者の意見書欄に「集団生活不可」というチェック欄があるが、ここにチェックがあった場合、そもそも保育所等での受け入れはできない、ということになるのか。

（事務局）

主治医の意見として、「集団生活不可」というチェックをされた場合は、保護者の利用希望があっても受け入れはできないという判断になる。意見書取得にも費用がかかることが想定されるため、最初の窓口での相談で、保護者に丁寧な説明を行い、意見書取得前に主治医への確認を促したい。

（会員）

ガイドライン様式について、子どもの発達段階や配慮に関する記載をより丁寧に確認できるようにした方がいいのではないか。

（事務局）

いただいた意見を踏まえて、様式に追記、修正をする。

（会員）

ガイドラインを見た保護者が分かりやすいように、申請の流れのページに、具体的な説明部分が突合できるような表記を追加してはどうか。

(事務局)

流れの見出しの具体的な説明はどこに記載されているのか、確認しやすいよう追記する。

(会員)

受け入れ施設の負担感が大きい保育計画やマニュアル等の作成について、市の担当部局が支援を行うということを示した方が良いと考える。

(事務局)

記載を追加する。

(会員)

他の市町村のガイドラインを確認していると、保護者の役割、注意事項として、当たり前のことも含めてガイドラインに細かく記載している団体があるが、鳴門市のガイドラインではそこまでの記載がない。これはどういった理由があるのか。

(事務局)

保護者に提出いただく「確認書兼同意書」において、保護者の方へのお願い等は全般的に確認いただけたと考えて、同じ内容になるため、ガイドライン本文には掲載していない。

(会員)

ガイドラインのボリュームが増えれば増えるほど、読みにくさが出てくるので、内容が重複するならあまり分量を増やさない方が良いのではないかと考える。運用してみて不都合な点等があれば、今後改訂をしていけばいいと考える。

(会員)

同意書は提出してしまえば保護者の手元に残らないが、ガイドラインは様式を含めて保護者の手元に残るのか。

(事務局)

ガイドラインは様式も含め保護者にお渡しすることを想定している。

(会員)

子どもの成長に応じて、カニューレのサイズが変わったり、そもそものケアの内容が変わったりすると思うが、そういった場合はどうなるのか。

(事務局)

医療的ケアの内容が変わる場合は、保育を中断し、改めて受け入れを継続できるかどうかの審査をすることになる。

(会員)

ガイドラインの記載について、主語を文頭に置く等、明確にした方が、保護者等が役割を理解しやすいと思うので、表記を統一してはどうか。

(事務局)

誰が何をやる説明なのか分かりやすいように文頭に主語を置くよう修正する。

(会員)

災害時の非常持ち出し用品は保護者に準備してもらおうようになるが、持ち出し用のリュック等も保護者が準備するようになるのか。

(事務局)

個別機器や消耗品等を準備はできないが、非常用電源や持ち出し袋等、一般的な用品は保育所等への補助メニューがあり、保育所等が準備する想定。

(事務局)

事前に「市に巡回支援のための看護師を配置し、受入保育所等を支援する体制をとってはどうか」とのご意見をいただいているところではあるが、看護師の配置等、職員採用に関連するものであり、現段階でガイドラインへの記載は困難と考えている。

(会員)

今、鳴門市にどのような医療的ケアを必要とするお子さんがいて、という情報を把握しているのであれば、その方に沿ったガイドラインになっているのか、という視点も必要と考える。

(事務局)

現在、鳴門市で医療的ケアが必要なお子さんの調査は行っていない。

乳幼児の健診事業を実施していて、健診を受けられなかったお子さんについては、受診勧奨はしているところだが、その際、医療的ケアが必要で現に通院しているから等の理由を教えていただければ把握することが可能だが、教えていただけない場合もある。また、把握した場合でも、実際に保育所を申し込む時点において当時の医療的ケアの内容から変更がある場合もあると考える。

ただ、ガイドラインが策定されることで、今後相談者にガイドラインを活用して保育所等を案内することができると考えている。

(会員)

ガイドラインができることで、医療的ケア児の保護者は鳴門市に相談してください、鳴門市に相談しよう、という流れになるということか。市民はどういった感じでガイドラインを目にすることになるのか。

(事務局)

市の公式ウェブサイトや通常の利用案内冊子を活用して周知する想定。

(会員)

窓口でガイドラインを使って説明するほか、保護者の準備のためのチェックリストなどがあれば良いと考える。また、申請書類等、書き方等困る場合もあるので、そのサポートもあった方が良く考える。

(事務局)

窓口チェックリストや記入例を配置できるようにしたい。

(会員)

現場の職員としては、やはり困ったときの相談体制が一番気になる場所。そういった部分の案内をしっかりと欲しい。

(会長)

まだ様々な意見があろうかと思うが、ガイドライン策定の審議としては、今回意見が出尽くしたのではと考える。

今回出た各会員からの意見を踏まえ、字句等の修正が必要な部分については事務局で修正を行い、会議を経ずに会長が確認したうえで、各会員に提示をもって審議終了として良いか。

【全出席会員承諾】

3 閉会